

山形県文化財保存活用大綱策定作業部会設置要綱

(設置)

第1条 山形県文化財保護条例（以下「条例」という。）第36条の3（7）により知事から諮問のあった山形県文化財保存活用大綱（以下「大綱」という。）の策定及び変更にあたって、必要な事項を調査審議するため、条例第36条の9に基づき山形県文化財保護審議会に山形県文化財保存活用大綱策定作業部会（以下「部会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 部会は、委員及び臨時委員15人以内で組織する。

(委員)

第3条 条例36条の5に基づき、委員及び臨時委員は、文化財に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

- 2 部会に属する委員及び臨時委員の任期は、条例第36条の3（7）に関する調査審議が終了するまでとする。
- 3 条例36条の9の2に基づき、部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 4 条例36条の9の3に基づき、部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 5 条例36条の9の4に基づき、部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 条例36条の9の5に基づき、部会長に事故があるときは又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 条例36条の8の1に基づき、部会は、部会長が招集する。

- 2 条例36条の8の2に基づき、部会長は、会議の議長となる。
- 3 条例36条の8の3に基づき、部会は、当該部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 条例36条の8の4に基づき、部会の議事は、出席した当該部会に属する委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の決議)

第5条 部会の決議をもって審議会の決議とする。

(意見の聴取)

第6条 条例第36条の10に基づき、部会は、特に審議のため必要があるときは、委員及び臨時委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、観光文化スポーツ部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月30日から施行する。

この要綱は、令和7年9月2日から施行する。